

## 海外にお住まいの方がJICA海外協力隊に参加される場合の留意点

### 1. 二次選考に要する旅費について

二次選考に要する旅費のうち、当機構は、本邦滞在地から選考会場までの、日本国内の移動にかかる旅費を当機構の基準に基づき支給します。（海外の滞在地から本邦滞在地までの移動にかかる旅費は支給しません。）

### 2. 派遣前訓練参加旅費及び赴任旅費について

派遣前訓練参加に要する旅費のうち、当機構は、本邦滞在地から訓練会場までの、日本国内の移動にかかる旅費を当機構の基準に基づき支給します。（海外の滞在地から本邦滞在地までの移動にかかる旅費は支給しません。）<sup>1</sup>

派遣国赴任に要する旅費については、日本から派遣国までの移動にかかる旅費を当機構の基準に基づき支給します。

なお、派遣前訓練を受けた後の基本的な流れは、日本滞在一派遣国赴任を前提としておりますので、派遣国への赴任準備は派遣前訓練が始まる前までに済ませておくようご留意ください。

また、海外にお住まいの方の内、当機構の定める制度により、当機構が海外居住者と判断した方については、一部取扱いが異なります。詳細は次項をご参照ください。

### 3. 海外居住者制度について

海外にお住まいの方の内、

#### (1) 制度の趣旨

JICA海外協力隊の待遇制度は、日本に生活の拠点を置く方が、一時期海外に赴任することを前提に構築しています。

従いまして、生活の拠点が日本以外の国にある方に対して同様の待遇を適用することは、公費の適正な支出の観点より不適切と見なされる恐れがあるため、当機構では、生活の拠点が日本以外の国にある方を「海外居住者」と位置付け、日本以外の国に生活の拠点をあることを前提にした待遇を適用しています。

#### (2) 「海外居住者」の要件

JICA海外協力隊候補者が、以下の要件のいずれかに該当する場合は、日本以外の国に生活の拠があると見なし、海外居住者としての待遇を適用します。なお、適用の判断については、一次選考合格者へ送付する質問票への回答に基づき決定し、二次選考合格者に対して結果をお知らせしております。

- ① JICA海外協力隊候補者が、過去15年間のうち通算して10年以上、ある一つの外国に居住しており、かつ、以下の要件のいずれかに該当するとき。

<sup>1</sup> 派遣前訓練（研修）に先立って技術補完研修の受講を指示された方も同様の取扱いとなりますが、技術補完研修終了から派遣前訓練（研修）開始までの日本国内滞在に必要な宿泊料等は自己負担となります。なおこの間に海外の滞在地に戻られる場合の渡航費も自己負担となります

- ア 日本国籍に加え当該国の国籍又は永住権を有する
  - イ 当該国に本人又は配偶者その他生計を一つにする親族の名義の住居があり、かつ当該住居に現に居住している
  - ウ ある一つの外国をJICA海外協力隊候補者の生活の本拠地であると認識している
- ② JICA海外協力隊候補者が、ある一つの外国に居住している期間が過去15年間のうち通算して10年未満である場合は、以下の要件の2つ以上に該当するとき。
- ア 日本国籍に加え当該国の国籍又は永住権を有する
  - イ 当該国に本人又は配偶者その他生計を一つにする親族の名義の住居があり、かつ当該住居に現に居住している
  - ウ ある一つの外国をJICA海外協力隊候補者の生活の本拠地であると認識している
- ③ その他、ある一つの外国がJICA海外協力隊候補者の生活の本拠地であることが確認されるとき。

(3) 「海外居住者」の待遇（概要）

① 旅費の取扱い

ア 派遣前訓練参加旅費及び赴任旅費について

二次選考に合格した後の基本的な流れは、派遣前訓練受講→日本滞在→派遣国赴任を前提としており、原則として以下の旅費を当機構の基準に基づき支給します。

ア) 派遣前訓練参加に要する旅費のうち、当機構指定の日程及び経路により渡航する場合の海外居住地から本邦滞在地までの移動にかかる旅費

イ) 派遣前訓練参加に要する旅費のうち、本邦滞在地から訓練会場までの移動にかかる旅費

ウ) 派遣前訓練終了後の訓練会場から本邦滞在地までの移動及び赴任日までの本邦滞在に必要な旅費

エ) 派遣国赴任時の日本から派遣国までの移動にかかる旅費

イ 帰国旅費について

現地活動期間を満了した後の基本的な流れは、日本帰国→帰国プログラム参加を前提としており、原則として以下の旅費を当機構の基準に基づき支給します。

ア) 日本帰国時の派遣国から日本までの移動にかかる旅費

イ) 本邦滞在地から帰国プログラム会場までの移動にかかる旅費

ウ) 帰国プログラム期間中の本邦滞在に必要な旅費

エ) 本邦滞在地から海外居住地までの移動にかかる旅費

② 諸手当の取扱い

ア 派遣前訓練期間中

ア) 国内手当2

日本に生活の拠点がある方と同様の取扱いとなります。（海外居住者としての特段の取扱いはありません。）

イ 派遣期間中

ア) 現地生活費、住居費、家族手当4及び国内手当

イ) 日本に生活の拠点がある方と同様の取扱いとなります。（海外居住者としての特段の取扱いはありません。）

2 国内手当の支給対象は、無職又は無給休職等により参加され、かつ派遣開始日において65歳未満の方となります。

③ 派遣期間中の各種旅行制度の取扱い

派遣期間の長短に応じて、最大下表の制度が適用となりますが、  
日本を目的地とする旅行は「一時帰国」として取り扱いませぬ。（海外居住者の方の一時帰国先は、原則として海外居住国となります。）

種別	海外居住者に対する適用の有無等
療養一時帰国 忌引一時帰国 見舞一時帰国 休暇一時帰国	制度の適用あり（一時帰国先は海外居住国）
配偶者及び子女の一時呼寄せ	制度の適用あり（起点は海外居住国）
私事目的任国外旅行	制度の適用あり

4. 海外居住者の派遣国について

海外居住者は、海外居住国への派遣は行いません。

以上